

平成15年度 第一回大台ヶ原自然再生検討会利用対策部会

議事録

日 時：平成15年9月24日 13:00～15:30
場 所：大台ヶ原ビジターセンター視聴覚室

出席者

座長	長嶋 俊介	奈良女子大学教授
委員	田垣内 進一	神習教大台ヶ原大教会教長
	田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会会長
	西田 正憲	奈良県立大学教授
	宮前 洋一	NPO 法人森林再生支援センター理事

関係機関

川口 智史	奈良県農林部森林保全課長
杉本 和也	奈良県農林部森林保全課調整員
堀口 聡子	三重県環境部環境共生分野人と自然の共生チーム主事
中崎 和徳	上北山村地域振興課課長
栢岡 貴之	上北山村地域振興課
福井 俊夫	川上村産業振興課長
新井 聖己	上北山村商工会
小椋 昌司	吉野熊野観光開発株式会社総務課長
松本 辰雄	奈良交通株式会社自動車事業本部乗合部長

環境省

亀澤 玲治	環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所長
岩田 次治	環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所公園保護科長
酒向 貴子	環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所熊野支所長
岩本 秀夫	環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所施設科長
柴原 崇	環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所熊野支所

事務局

永津 雅人	財団法人 自然環境研究センター上席研究員
大塚 雄一	財団法人 自然環境研究センター地域研究員

1. 挨拶（環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所長 亀澤）

環境省が検討しております大台ヶ原の自然再生を進めていくためには、地域全体でオープンな議論を積みかさねていくプロセスが重要と考えています。その一貫で昨日もワークショップを開催しました。ここで第一部、上北山村で第2部という形で開催しましたが、いろいろな立場の意見があり密度の濃い議論が行われたと思います。特に地元でも大台のことを認識していただいたこと、今後の議論のきっかけになったということでも有意義であったのではないかと考えております。今後もこの部会でご議論いただくのはもちろんのこと、昨日のようなワークショップを開くことや県や村などの行政機関と率直に意見交換するなどのプロセスを経て、利用対策、利用のありかたを検討していきたいと考えています。なんと申しましても、大台あっての地元で、地元あっての大台でもありますので、自然環境の保全と地域振興の両立はどこかに答があるはずですし、その答を見つけ出すためにみんなで知恵を出していければよいと考えております。本日は忌憚のないご意見をいただけるようお願いして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

2. 出席者紹介

（省略）

3. 議事

(1) 第一回大台ヶ原自然再生検討会について

①検討会内容報告（環境省近畿地区自然保護事務所熊野支所長 酒向）

（省略）

②質問・討議

なし

(2) 部会設置要領について

①部会設置要領説明（自然環境研究センター 永津）

（省略）

②質問・討議

田村委員

：4の(1)部会の構成の項ですが、「部会は学識経験者、関係機関のうちから」とあります。わたしたちNGOも参加し、NPOのかたもいらっしゃいますし、田垣内さんもいらっしゃいます。多様な主体の参画という趣旨からすると、NGO、NPOという言葉が入ってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

環境省

：広い意味では学識経験者というところに入るのではないかと考えておりますが、入れたほうがいいのかというのであればそのようにしたいと思います。

田村委員

：最近ではNGOやNPOを特記しているのではないですか。NGOは定義がはっきりしませんが、最近ではNPOが主流でNGOが消えかかっていますが。

環境省

：並列にしている例もあります。

田村委員

：昨日のワークショップでは私の所属を自然保護団体として頂いて感動しているのですが、さしあたりがなければNGO、NPOを付け加えていただければと思います

事務局

：それでは4の(1)は「部会は学識経験者、NPO/NGO、関係機関等のうちから」と修正いたします。以上でご承認いただけるでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

: それでは、この案を本日平成 15 年 9 月 24 日から施行することとさせていただきますので、最後の日付けは平成 15 年 9 月 24 日からということでお願いいたします。

次に部会では座長を互選で選出することとしております。借越ですが、事務局より昨年に続いて長嶋委員に座長をお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

: では長嶋先生に座長をお願い致します。

議事に入る前にご報告させていただきます。平成 14 年度利用対策部会において、平成 15 年度の利用集中時期に利用の実態を調査すべきであるとのご意見を頂きました。このため、本日の部会開催に先立ち、8 月半ばに夏季調査を行いましたことをご報告させていただきます。

それでは長嶋座長よろしくお願い致します。

(3) 平成 15 年度利用対策検討調査計画について

長嶋座長

: 本年度もよろしくお願い致します。さて、先ほどご報告がありましたように、先般開催されました自然再生検討会では、平成 15 年度の調査項目と利用に関わる調査の進め方ならびに合意形成手法についての基本的フレームは、昨年度の利用対策部会の検討事項に基づいて進める旨が合意されました。さらにワイズユースについてほとんどの委員が前向きに考えていくと合意されましたので、今年度はそこを詰めていきたいと思っております。しかし、拙速は避け、着実に進めていきたいと思っております。とりわけ、自然再生検討会の議事録の最後にありますように、交通規制について具体的検討に入る時期にきているが、その際、地域振興との両立という視点が不可欠であり、その検討にあたり地域住民を含め多くの人々が参画していく仕組みづくりを検討していくということについて基本的理解が得られたので、本年度はこのあたりを具体的に進めていければと思っております。また、「新しいワイズユースの山」とは何かということを検討すると共に、理想を現実に近づけるための検討と共に必要な調査を進めていきたいと思っております。

①資料説明 (自然環境研究センター 大塚)

(省略)

②質問・討議

田村委員

: アンケートについて質問があります。いいアンケートをして頂きましたが、引き続き同じアンケートを秋にされるといっているのであれば少し意見があります。資料 3 の 14 頁、利用マナーの項目のなかで、焚き火・コンロの使用がひとくくりになっています。焚き火は自然公園法で禁止されています。コンロは自然公園法では禁止されていません。吉野熊野国立公園管理計画書でコンロの禁止がでできます。このように趣旨が異なるものを設問のなかで一緒にするのはいかがなものかと思っております。また、さかのぼりますと検討会資料の「平成 15 年度の調査の計画と利用対策の考え方」という資料でも、ゴミの投棄・バーナーの使用が一緒になっています。ゴミの投棄とひとくくりにするのはいかがなものかと思っております。また、バーナーという用語もここではじめてででていますが、これはコンロのことと思っております。用語を統一して使用してもらいたいと思っております。これからワイズユースを考えていくとき、コンロの使

用は重要なことだと思います。登山者にとってお茶をわかすためにコンロを使用して罪悪感を持つ人はいないと感じます。禁止するなら説得力のある理由を説明することが必要ではないかと思います。管理計画書には禁止する理由として野生動物への影響と関わっていると記述されていますが、どのような影響があるのか説明していただきたいと思います。また、自然公園の適正な利用のありかたからして、そろそろ禁止をとっていいのではないのでしょうか。お茶をわかして飲むことは悪いことではないと思います。焚き火はいけませんが、これとコンロと同列にしてはいけないのではないのでしょうか。また、このことを看板などでは自炊禁止と表示されています。こうした看板がトイレの前にも掲示されているのはいかがなものなのでしょうか。

それから資料4ですが、大台ヶ原の歴史のなかで大台ヶ原が長く天領でお留め山であった事実があります。これについては昭和59年に奈良弁護士会が「大台ヶ原その保存のために」というシンポジウムのための資料集をだしており、そのなかにもこうした記述があります。原典は明記されていませんでしたが、昨日の教育長もおっしゃっていたように思いますので、調べて頂き、そうした記述が追加されればよいと思います。

座長

：事務局、何かありますか。

環境省

：コンロはかつて、駐車場でバーベキューをする人が多く、後始末をしないためゴミが散乱したことから使用を禁止したと聞いており、それなりの経緯と理由があったと考えております。ただその時から時間も経っておりますし、バーベキューはともかくコンロでお茶を沸かす程度であれば容認すべきという意見もありますので、今後の利用のありかたをどうするかというなかで議論していけばよいと思っております。

西田委員

：資料2の3(4)(5)に関わることです。ここは重要な問題で課題であると思います。昨日のワークショップは非常に有意義であったと思います。このワークショップで浮き彫りになってきたことは利用のコントロールだけではうまくいかない。利用のコントロールだけでなく地域振興の視点が不可欠だと思います。利用のコントロールは地元の協力がなければやっつけられない。環境省だけでは利用のコントロールはできません。(4)(5)は利用規制があってもあまりマイナスがないという視点が貫かれているように感じます。しかし、むしろ利用の規制が地域振興につながるのだということを強く打出す必要があると思います。自然資源を守り、持続的な利用を可能することが地元のためだと思います。それだけでなく、環境問題にいち早く取り組んでいる地域はいずれも輝き、発信効果を持っています。西日本では素晴らしい原生林景観を持っている大台ヶ原で、いち早く自然再生に関わっている、もちろん自然再生は簡単ではなく非常に難しいことですが、そういう取り組みを行っていることをきちんと発信していくことによって地元のネームバリューがあがり、アイデンティティ、誇りが醸成され、ひいては持続的な利用につながると思います。こうした視点を打出し、地元を理解してもらう必要があるのではないのでしょうか。昨日のワークショップでは、利用コントロールが強調され、ワイズユース全体が希薄になってしまったように感じます。ワイズユースとは利用のコントロールとあわせて、質の高い利用、つまり環境教育あるいはエコツーリズムで地元へ貢献することが可能となり、それを打出していくことが重要ではないでしょうか。この意味で(4)(5)は重要な部分であると思います。そこで、(4)の利用適正化対策案の具体的手法として記述されている、ゾーニング、料金制、予約制、ガイドツアーはどういうことを念頭に考えておられるかご説明をお願いします。

環境省

：利用適正化対策案につきましては、資料2の5頁に一覧がありますとおり、利用対策の5つの柱を考えているところです。参加体験型活動メニュー（案）の作成や情報提供・普及啓発プログラム（案）の作成、安全・混雑等に関する情報提供（案）の作成、ならびにハードではありますが立入防止柵等の整備計画の検討、そして適正化対策というところは交通規制も関わっているのですがマイカー規制等の検討を考えております。こうしたメニューを総合的に考えてはどうかと思っているところです。ご質問がありましたゾーニング等のメニューは大きく5つの対策案のなかで考えていくことと思っておりますが、詳細については部会やワークショップで意見を出して頂いてみなさんで考えていければと思っております。

宮前委員

：西田委員のおっしゃることはもっともだと思います。しかし、村も県もいらっしゃるこういう場で検討する事項と、自然公園法のなかで責任をもってできることをはっきりさせる必要があります。もちろん利用対策を進めるためには地域の理解を得る必要がありますが、環境省自然環境局が地域振興策に直接関わろうとしてもその主体になりえないと思います。自然公園法のなかで地域振興をしなければならないとは書いていないので、そこはあまり欲張って何でもしますといわないほうがよいのではないかと。つまり役割分担論をする必要があると思います。何かの対策のために、あるいは理解してもらうために、地域振興を前面にだすと、なぜ原生的な自然環境を保全するためにコントロールしなければならないかということがぼけてしまいます。そのようなことがないようにする必要があります。まずは、議論の第一段階として、量と質の改善という利用のあり方について、環境省として自然公園法のなかでできることとできないことを仕分ける必要があります。そしてひいては、そのことが地域、地元、他省庁も含めてどう連携を組めばできるかという第二段階に進んでいかないと、利用対策が具体化するとあれもできない、これもできないということになりかねない。そのために、それぞれの主体のできることを、法的根拠をはっきりさせ、手順を示さないといけないのではないかと思います。また、利用適正化対策という用語はよくないと思います。不適切なことがたくさんあってどうしようもないような印象を与えます。そうではなく、新しい利用のありかた検討など違うタイトルを考えないと、問題がぼけてしまうように思います。

もう一点は事務局にお伺いします。先ほど説明を省略されましたが、アンケートの自由意見にはおもしろい話がでています。これらの意見を立体的にまとめることを工夫していただくと、利用者の意向がよくわかるようになるので、分析手法を工夫してください。

田垣内委員

：昨日のワークショップで感じたことですが、わたしは村人として、大台教会に住んでいる個人的な意見をぶつけたのですが、短い時間で言葉が足らず誤解も受けたかもしれませんし、これからもお叱りを受けるのではないかと思っているのです。しかし、この地域の林業関係の方も商売をされている方も、大台のおかげで過疎の村が発展していくのではないかと期待しています。地域の人々が希望が持てるような利用対策を考えていただければと思います。

座長

：議論が前後しましたが、ワークショップは本年度の利用部会の開催が遅れたため、近畿自然保護事務所主催という形で開催されました。このことは所期の目的を達成し、ひとつの成果があがったと認識しています。その成果とはこういう場がなかったことが実現したということ、諸関係者の幅広い参加を頂き、率直な意見をかわし、始まったという印象を与えたことです。その内容についてはご指摘のとおりで、この短い時間ではなかなか結論はできません。また、結論をださないという方向で進めました。ところで今後この部会とワークショップとの関係をどうするかについてご意見はありませんか。

田村委員

：ワークショップとは、部会の提案をまとめたものを村の方々に提示するというのが順当ではないかと思えます。この利用部会での昨年の論議はそのように理解していました。しかし、部会で何の提案もまとまらないのにワークショップを開催するというのを聞いて、少し疑問に思いつつ、話題提供を引き受け、昨日は終わりました。わたしは、ワークショップとは一種のプレゼンテーションと理解していましたが、この部会もワークショップだという話もありますし、ワークショップとはなにかということを改めて聞きたい。結論を求めないワークショップなら、お互いに好きなことをいって終わりになります。昨日も村の急先鋒の方はマイカー規制は大反対といって意気込まれて参加された方もいらっしゃいましたが、それに私1人で対応してしまいました。村の方がマイカー規制反対されるには理由があります。それに対してわたしたちは答える責任があります。これからはワークショップを開催するのなら、誰がどんな責任で何を話して、何を結論づけるために開催するのかということを明らかにしなければなりません。これから利用適正化対策案を考えていくのですが、誰がこれをおつくりになるのですか。従来の検討会、審議会の常識からすると環境省がおつくりになって、これを追認するのが従来の検討会の常識的なパターンではないのでしょうか。わたしたちが村の人の前で話してどんな意味があるのかと思えます。そのあたりをはっきりさせていただきたいと思えます。

座長

：基本的には利用対策部会は親検討会の一部会です。親検討会に利用に関わる提案を出せる状況をこの部会でつくる必要があります。そこで関係者の納得をいくための案をつくる作業の1つがワークショップです。簡単に結論がでない問題について議論を始めていくことがワークショップ開催の目的です。今回のワークショップで結論を出さなかったのはまず顔合わせという意味もあったからです。そこで、今後の利用対策部会とワークショップのありかた、進め方を考えていきたいと思えます。

西田委員

：ワークショップとは、ラフに気楽に聞けるし、いろいろな意見がいえる場だと思います。これに対して部会は公式であり堅苦しくなる面があります。ワークショップでは、地元の意見が自由に聞ける場として開くことに意義があり、今後も進めるべきであると思えます。

また、自然再生の概念や思いにも地元の方とずれがあることを感じました。地元の方の自然再生はこの地域全体、特に山が荒れているという林業問題を含めた再生を考え、紀伊半島全体を視野に入れるべきと考えておられるように感じました。今回、環境省ができること、考えていることは何なのか、あるいは自然再生はどんな意義があるのか、をきちっといわないといけないし、ワークショップで知ってもらい、環境省のやろうとしている自然再生は地元のためになるよということも言う必要があります。荒れ果てた大台ヶ原の自然再生が行われているぞということを発信し、環境省がやろうとしている自然再生はこういうことだということをワークショップで地元で理解してもらおうのが大切であると思えます。

長嶋座長

：ワークショップの主催者は誰にするかという問題があります。しかし、少なくとも利用対策部会の方々が出席し議論して頂くことが大切であると同時に、森林生態系部会の方々も加わってくださると、検討会に対して利用に関わる議論の内容と質が伝わると思えます。ワークショップはコミュニケーションの場として位置付け、そこに利用対策部会が深く関わるといいう形がよいのではないのでしょうか。そうすれば、状況に応じて臨機応変な対応ができるのではないかと思えます。

ところで、環境省が案を出すというのは上の方が下の方に押し付けるという従来型の展開

になります。むしろ、住民が主人公で環境省が何ができるのか、部会や検討会が何ができるかをお聞きするという姿勢が必要で、ワークショップは一種の公聴会という色彩を持ったプロセスの一貫といってもいいかもしれません。それらの議論を受けて積み重ねた後で、つまり高い理想と具体的な実践が両立しそうだという具体案ができたとき、関係者が集まってワーキンググループをつくり、一緒に具体的作業を進め、これらを踏まえて利用コードを出せる状況ができるのではないだろうか。このように民主的に進める手順を踏むことが大切であると思います。プライマリーな(直接的な)ステークホルダー(利害関係者)だけでなくセカンダリーな(間接的な)ステークホルダーも含めて議論し、従来セカンダリーにおかれてきた地元住民の方々がプライマリーに加わるという姿勢が重要ではないかと思います。環境に関わるガバナンスはトップダウン型でない手法をとること、そういう人たちが関わるワーキンググループとワークショップの開催が望ましいと思いますがいかがでしょうか。少なくとも、ワークショップと利用部会は密接な連携を持ちながら関わっていくということではいかがでしょうか。主催はどこに置くかは別問題として。

田村委員

：そのとおりであるが、誰がどこで結論を出すのかがわからない。合意形成という自然再生法のステップがありますが、この部会は多様な主体が関わって構成されているという点では自然再生協議会の形は整っています。次のステップは合意形成ですがそれを急ぎすぎて、部会が何も結論を出していないのにワークショップが先行しているのはどうかと思う。ワークショップは本来、環境省の考えていることを受けて、この部会としての提案を持って望むのが筋だと思う。しかし、今は環境省が何を考えていくのかわからない。現実には理想的民主的な方法で行政が動いていくとは思いません。そうであれば環境省案を提示し、村の人に披瀝していただきたいと思います。

座長

：部会で検討すること、検討会で検討することも含めて、昨年度の利用対策部会では議論の方向について合意できたと思います。ワークショップを開催することも合意を得たと思います。ただ、利用対策部会が主催すべきであったが、利用部会ができていないので、主催することができない状況であったということが事実であります。部会開催がこの時期になったことがその原因であることはご理解いただきたい。

そこで、今後の進め方ですが、近畿自然保護事務所主催でワークショップは開催すべきだと思います。これに利用対策部会は深く関わりますが、他の部会の項目についてもワークショップで知ってもらうことが重要であります。

また次に、何らかの調整を目的としないでやりつづけるかということですが、それはありません。目的はあります。つまり、最も重要な課題で今年度の利用適正化対策案のなかで抽象的になっている交通規制などの利用調整のありかた等についてが目的となるでしょう。今回ワークショップを開催してよかったのは、交通規制は実は村の方々には正しく伝わっていませんでしたということです。しかし、お互いが理解していない部分を、理解していただくこととスタンスが変わることがわかり、これが成果であると思います。こうしたプロセスを重ねながら互いに理解し実現可能性を探り、知恵を出し合っていくことが大切です。交通規制などに関わる諸事案について地元からの提案も含めた形で色々のことを考えられるのではないのでしょうか。具体的な手順がはじめられるということがこのワークショップでできたと思います。これを数回、今年度では終わらなくても丁寧にすることによって新しい動きを進めることができます。環境省では直接はできないことがあるが、そこは手探りでも大台ヶ原モデルをつくっていくためにはワークショップというのは大変重要な手法であると思います。主催はどこにするかは検討する必要があるが、テーマを設け、上北山村だけでなく川上村、奈良交通、奈良県、三重県も含めて、相互にコミュニケーションを図る場を設け、時間にゆとりのある

場で議論したらどうかと思います。また、特定のテーマについてはワーキンググループをつくって合宿でもして議論し、その結果を部会にかけたらどうでしょうか。利用対策部会が深く関わるワークショップを今年中にもう1回開催して意見交換できればと思います。

西田委員

：長嶋先生の提案の道筋は、大変だがものごとを進めていく早道だと思います。今回の自然再生は地元の理解なくしては進まないと思うので、ワークショップなどの形で進めるべきであろうと思いますし、昨日は有意義であったと思います。上北山村のワーク21のみなさんはヒルクライムという国立公園とは直接つながらないイベントを開催されましたが、その根底にある思いは大台ヶ原という自然を活用して地域から発信したいという思いであったと思います。根っこがそこにあるのだとすれば、ここで検討していることと同根であります。全国に大台という素晴らしい自然をもう一度再生して発信しようという思いと根っこが一緒であれば、ワークショップで意見交換をしていけばいい方向に進んでいけると思います。

環境省

：国立公園は独立して存在し得ず、地域と相互に関係して存在しています。このため、環境省だけでなにかをできるとは思っていません。大台の森林再生ということで始まった今回の自然再生の検討会ですが、利用対策では特に環境省だけでできることはごく一部であって、地元でお願いすることや地元でしかできないこと、環境省以外の機関が実施することがたくさんあります。利用適正化対策（案）の記述は、いまは抽象的になっていますが、今後は国立公園のなかで環境省ができることを明らかにし、役割分担を検討していくことが必要だと思っています。

ワークショップは環境省主催で第1回を行いました。みんなで考えていかなければならない事であるため、形式については、できれば関係する地元などと共催とするのが理想的ではないかと思っています。具体には協議会方式とすることもありますし、毎回テーマを変え、大台の自然を知ってもらうようなワークショップは環境省が主催し、マイカー規制のあり方については地元が開催するものに環境省も出席するなどいろいろな開催方式が考えられます。環境省が主体ですべてを決めていくつもりはありませんので、地元の方と一緒に考えていきたいと思っています。

座長

：基本的にはどのような形にするのか環境省におまかせし、利用対策部会は協力する形にします。それでよろしいでしょうか。

それでは、次に利用適正化メニュー案の作成ですが、ここに書かれているのはあくまで例示ですが、田村委員の提案や昨日のワークショップででてきた意見を踏まえて色々前向きに考えることが重要です。キャンプ地の適正なありかた、バーナー問題、トレッキングのありかた、有償ガイドなどのありかたやそれに関わる地元の方々のかかわり方など、また、従来のボランティアのあり方や仕組みなどをきちんと考えていくことが重要です。これらは質に関わるメニューですが、これらを検討するための体系的資料作成が大切です。

一方、量のメニューの方は、交通規制などの量的調整とテーマをはっきり打出す必要があるだろうと思います。このテーマのために、部会では基本的調査をもとに何が必要かを検討していくべきでしょう。これは、やりかた次第では村の未来が見えてくる手法でもあります。というのも自然資源を活用した観光は各地で展開していますが、ここ大台ヶ原でも未来志向型の環境再生大台モデルを検討していくことによって新しい地域振興が見えてくると思います。このためにも交通規制などの利用調整ということを表に出した調査検討をすることが重要であり、そのことは昨年度の利用対策部会で意思決定された事項であると思います。それを確認した上で検討を進めていくべきでしょう。この検討を進めるために、誰がどうかかわ

っていけるかということはきわめて微妙な問題であるので環境省のご配慮を受けて我々も関わっていきたいと思います。

調査ならびにそれを受けた具体的方策については部会で検討することが重要であると思います。具体的にはいくつかのモデル、例えば①マイカー禁止ゾーンをつくって環境インパクトがどうなるか、②エコロジカルなバスを導入したら人の流れがどう変わるのか、③遠隔地、中距離、近距離にパークアンドライド用の駐車場を設置した場合の違いはなにか、近距離の場合に影響がない場所があるのか、④現在の駐車場空間をどう利用するか、新しい駐車場空間をどうするか、などの具体的モデルをつくる必要があると思う。また、これらのモデルの利点、欠点など総合的に評価し、部会として当事者のみなさんに提案して意見を頂くことも考えられる。これはパブリックオピニオンの聴取であります。具体的な姿がよくわからない問題ではイメージづくりをして関係する当事者に意見をもらっていくことによって全体像が明らかになってきます。つまり、非常に難しい問題ではあるが、できないという前に、今何ができるかということを考えていく作業をはじめることが重要であり、明確かつ具体的に検討することが必要だと考えています。適正化対策案の作成の目的は交通量規制のための基礎調査をしていくことだと、はっきりしたほうがいいのではないのでしょうか。

田垣内委員

：議長の提案で結構です。ただ、大きな構えが大切です。大台ヶ原というのは村のものであり、県、国、個人のもので。色々な協議をしていますが、わたしは大台が大好きで、みなさんも大台を愛していच्छる。このことを基本にわたしも前向きにやっていきたいと思ます。

田村委員

：座長の提案に基本的には賛成です。ただ交通規制という表現はマイカー規制という言葉に変えたほうがいいのではないのでしょうか。マイカー規制はもう一般的な用語です。そろそろマイカー規制としたらどうでしょう。また、利用適正化対策（案）の3番目に書かれている周辺地域の自然利用のあり方との整合性というのは意味がよくわかりません。広く考えるのはわかりますが、周辺地域の自然利用との整合性を考えていたらマイカー規制などはできません。それよりも具体的議論をすべき時期です。先ほど西田委員が利用対策の具体的手法をどうするかとご質問がありましたが、わたしは昨日のワークショップで料金制も予約制も提案しました。もう具体的議論の時期ではないのでしょうか。また、地域振興と両立とありますが、マイカー規制と地域振興が対立するとは思えないのでこの表現は解せない。

西田委員

：具体的に比較分析を行い、メリット、デメリットを明らかにすれば議論が進みやすいと思います。ただ、その場合、量的規制だけに特化してはいけないと思います。その部分だけを特化した印象を与えないよう、質の高い利用を含めて全体的に見渡さないといけない。その中で、交通規制は誰がどのようにやるのかをきちんと出していくべきだろうと思います。また、地域振興が図られることについても昨日の議論を聞いていると、地元では当たり前のことではありません。そうした反応をきちんと理解すべきだと思います。

宮前委員

：座長提案に大筋は了解しています。しかし、こうした議論を部会で検討しても実際に動いていくのかということは疑問です。行政間の調整などは誰が主催したどういう会議でどういう調整をしていつまでに協議するのかということが重要であります。そう考えるとこの利用対策部会でも、各行政機関はできない話できないとか、これだけ整備費用がかかってできないとかを表明し、実務的に進むような議論が必要ではないのでしょうか。また、委員の発言が

各行政機関にどのように正確に伝わるかどうか疑問です。こうした議論は文章にしていくと雰囲気は掴めず、正確には行政機関のトップに伝わらない懸念があります。そこで、関係する行政間のワークショップや実務的な連絡会議や協議会などを開催し、そこに長嶋先生あるいは西田先生にでも意見を述べて頂くなど工夫をして、共有した言葉で伝えないと、利用対策部会で検討したことがなんとなくできないということになりはしないかと心配です。一方で地域の暮らしと深く関わる点については住民の皆さんの意見を聞くだけでなく、役所の仕事の仕方を変えるという両輪からいかないと進んでいかないと思います。そのためにワークショップを開催するのであれば、この利用対策部会を環境省が利用していただければいいのではないかと思います。

長嶋座長

：行政の調整会議は役所の所管ですので環境省におまかせしたいと思います。一方、この部会では、メニュー案の作成について各地の諸事例について調査をし、その上でどのようなことが可能かについてブレインストーミングをしっかりとするのが大切です。マイカー規制などの問題について、早急にしなければならないのは利用規制についての不安材料を払拭することが求められているのではないかと思います。マイカー規制はプラスだということを利用部会として出す必要があります。アイデアや知恵を出すこともこの部会の仕事ではないかと思います。今年度中にできること、前向きにできることを考えていくことでしょう。次の部会を開催したあとワークショップをするか、ワークショップをしてから部会をやるかについてはどうでしょう。

上北山村

：ワークショップのあり方についてお願いします。昨日は地元の声を聞いて頂く機会を設けていただきありがとうございます。地元は案外大台に来ていないのですね。そこで次のワークショップではスライドでも大台ヶ原はこのように変わっているということを地元の実態を知らせて、情報提供してほしいと思います。また、地元は高齢者も多いので、理解しにくいワークショップやガバナンスなどの横文字を避けるか、説明をお願いします。ワークショップは公聴会とか討論会との表現にして頂くともっと集まりやすいと思います。また、検討会で議論していることも説明していただきたいと思います。

環境省

：事務局としては資料5で今後の進め方について説明します。本日は第1回の利用対策部会ですが、次にワークショップを開催して、そのワークショップの開催を受けて第2回の利用対策部会を開催してはどうかと考えております。

座長

：今の村の意見を受けてワークショップではなく、意見交換会としましょう。また、検討会はどうな仕事をしているのか、現状はどうかということをしてできれば説明することが必要ではないかと思えます。ワークショップを先に行いたいということですが、そのワークショップで他の部会からもプレゼンテーションをする意見交換会ができればと思います。また新しいワイズユースというのでも伝わらないかもしれないし、委員間も意見が違うかもしれません。環境省から提案があったような形にしたいと思いますが、如何ですか

田村委員

：今度の意見交換会は部会から何を持っていくのですか。本日は何もきまっていませんよ。そういうワークショップを重ねても何もでてきません。昨日は地元のご心配に対して誤解を解くような会として位置付けられたと認識して、私自身は努力したのですが、次も同じような会をするのはどうかと思います。合意形成のためだけの内容のないワークショップを重ねても

結論はでないと思います。特に来年2月に利用適正化方策を取りまとめるスケジュールになっていますが、どうとりまとめるのですか。

宮前委員

：座長のおっしゃったマイカー規制に絞って具体案をつくるようにというご意見ですが、マイカー規制をやるんですね。

環境省

：マイカー規制の検討のための案を具体的に出してから、部会として考え方を整理していただいたうえで、その後で意見交換会をすれば、部会としてワークショップに提案するという形ができると思います。つまりワークショップと部会の順番は先ほどと逆に、部会が先で、その後にワークショップとすればよいと思います。

座長

：それではその方向で行きます。次回までにメニューづくりをするようにお願いします。その後でワークショップを開催したいと思います。

田村委員

：部会を11月、そのあとでワークショップということですが、そのための案を誰が作るのです。事務局できますか。どこに駐車場をつくってという具体案ができますか。委員は全員マイカー規制は賛成だといいましたが、それだけで前に進みますか。協議会方式は当たり前だと思います。

座長

：今は具体的場所を提案できる状況にない。いくつかの案がありうる段階だと思います。駐車をやや離れたところに設けるという案、それからドライブウェイの近くに設ける案など色々な案があります。バスなどの乗り入れをどこまで認めるのかなどオプションがあります。どのようなオプションがあるか考える幅についての代替案を出すためのメニューを目に見える形にしていくことが必要です。

環境省

：その場合には、どこを乗り換え場所とするかといった具体的場所の話がなければ意味がないと思います。そこは環境省だけではできないので、協議会の発足は先のこととしても、まずは村や県などの関係機関と共に別途調整をすることが重要であると思っています。

田村委員

：平成16年というタイムリミットがあるのであせっているのですが、マイカー規制の具体策の検討作業を何時誰がやるのかというのが決まらなかつたら何も進まない。誰がやるのですか。事務局できますか。

環境省

：資料では平成16年度以降に実験的な試みをするという表現をしています。

田村委員

：私は16年2月というタイムリミットが気になって仕方がないのですが。

環境省

：無理やり2月までに結論を出さなければならないとは考えていません。しかし、むやみに結論を先送りすることも避けたいと思います。仮に11月末に部会を開催するのであれば、それを目標に作業をしたいと思います。

宮前委員

：地元との関係でいうと、部会としてワークショップなりにある程度具体的な案を持っていくとなると、うちの集落のどこに駐車場ができるのだなどと蜂の巣をつついたような騒ぎになるのではないのでしょうか。もしそうするのであれば、関係機関の間で調整して、法規制もクリアして、費用もクリアしないといけないと思います。そのためには実務的に詰めていくことがたくさんあり、非常に技術的な問題であるわけですが、それをやるだけの環境省の体制があるかどうかですが、もし体制がなければ今年ではできないといわなければならないのではないのでしょうか。

環境省

：今、体制がなく、来年度には体制ができるというものではないので、すぐにも関係機関と協議をはじめたいと思います。

田村委員

：その前提として部会と環境省はマイカー規制をやることと決まったんですか。

環境省

：マイカー規制について検討するということだと考えています。

田村委員

：委員は部会で合意しましたが、マイカー規制を検討することが環境省の方針であって、マイカー規制そのものは環境省の方針にはなっていないんですよ。

環境省

：検討をするための材料を環境省は準備したいと思います。なお、次回の部会までの時点での材料を準備するということであって、それが全てではもちろんなく、そこから議論が始まるということだと思います。

長嶋座長

：それでは次回の部会でマイカー規制についての議論をするための材料を提供していただきたいと思います。今後のスケジュールですが、次回の部会の検討を受けて、できればワークショップを開催する方向で検討を進めてください。関係諸機関のご意見はありませんか。それでは部会としては議事を閉じます。

挨拶（環境省近畿地区自然保護事務所長）

：今日は長時間にわたり熱心なご議論を頂きありがとうございました。部会のなかで頂いた意見をもとに、次回の部会では具体的に検討するための資料を早急に作成すると共に、県など関係機関との調整をはじめたいと思います。またその過程で先生方にもご指導を頂きたいと思いますのでよろしくお願い致します。今日はどうもありがとうございました。